

いわて県民応援プレミアムポイント還元事業運営業務企画提案に関する質問への回答

No	資料名	該当頁	該当項目	質問内容	回答
1	業務仕様書		4-(5)-ア 3 コールセンターの電話回線	フリーダイヤルの通話料は事業費に含まれますか。含まれる場合、通話料の想定が困難ですが委託額を超える場合でも事業者負担になりますでしょうか。	県では、予算を超える負担は行わないことから、本契約金額の範囲内で受託者が支払うこととなります。
2	業務仕様書		4-(1) 1 事務局の設置	本業務全般の総括や発注者との連絡窓口を担う事務局の設置場所の限定や制限はございますか。	本業務の実施について、県の要求に応じ即時に来庁し、対応することが可能であれば、特段の制限はありません。
3	業務仕様書		4-(5) 3 事業者及び利用者からの問合せ対応	本事業に係るコールセンターの設置場所や制限はございますか。	制限はありません。
4	業務仕様書		4-(3) 2 キャッシュレス決済及びポイント還元	キャッシュレス決済時の割引は後日ポイント還元方式ではなく、決済時、即時にポイント分を割り引くという方式も可能でしょうか？	業務仕様書4(3)イと同様の効果を達成できる提案であれば、手法に特段の制限はありません。
5	業務仕様書		4-(3)-イ 2 キャッシュレス決済及びポイント還元	決済事業者1者につき、1名あたりの付与上限額5,000円とありますが、5者ならば1名あたり、合計25,000円という解釈でしょうか？	お見込みのとおりです。
6	業務仕様書		4-(3)-エ 2 キャッシュレス決済及びポイント還元	還元対象期間は令和4年9月～10月の連続した30日間程度とありますが、最終的なこの時期までに実施(精算を含む)しなければならないという期限はありますか？	ポイント還元対象期間については、業務仕様書4(3)エに記載のとおりです。なお、ポイントの付与が決済当日ではなく後日となる場合の付与期限については、発注者と受注者で協議の上、決定します。
7	実施要領		1-(4) 1 委託料の上限	この委託料には、決済事業者に支払われる決済手数料(概ね3%程度)は含まれず、本手数料は県内事業者様(加盟店様)負担という解釈でしょうか？	お見込みのとおりです。